

立地適正化計画の策定について

令和5年7月3日
都市計画課

目 次

1. 立地適正化計画について	1
(1) 立地適正化計画とは	1
(2) 立地適正化計画の主な内容	2
① 計画の対象区域	2
② まちづくりの方針（ターゲット）と 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）	3
③ 目指すべき都市の骨格構造	4
④ 居住誘導区域及び都市機能誘導区域	5
⑤ 誘導施設	11
⑥ 誘導施策	12
⑦ 防災指針	13
⑧ 定量的な目標値等	14
2. 今年度の検討の進め方	15

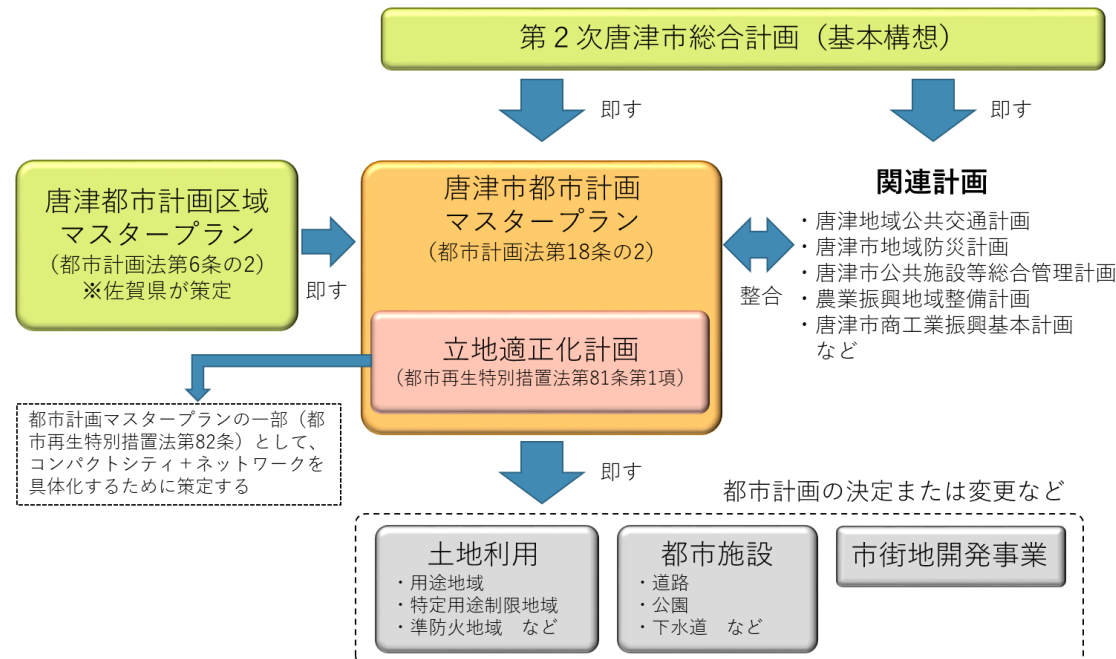
(1) 立地適正化計画とは

- 人口の急激な減少と高齢化を背景に都市再生特別措置法が一部改正（平成26年8月施行）され、将来にわたる持続可能な都市経営を目標に、一定の人口密度が確保されたコンパクトなまちづくりと、これに連携した公共交通のネットワークを形成する「コンパクトシティ+ネットワーク」を実現するため、都市計画法を中心とする従来の手法に加え、**居住や都市機能の誘導**などの取り組みを推進するもの。
- 本市でも人口減少や市街地の空洞化、頻発・激甚化する自然災害等に対応するため、令和4年度から、都市マスの見直しと併せて立地適正化計画の策定を進めている。

【立地適正化計画で定める事項】

1. まちづくりの方針
2. 課題解決のための施策・誘導方針
3. 目指すべき都市の骨格構造
4. 居住誘導区域
5. 都市機能誘導区域及び誘導施設
6. 誘導施策
7. 防災指針
8. 定量的な目標値

【立地適正化計画と都市計画マスタープラン等との関係】

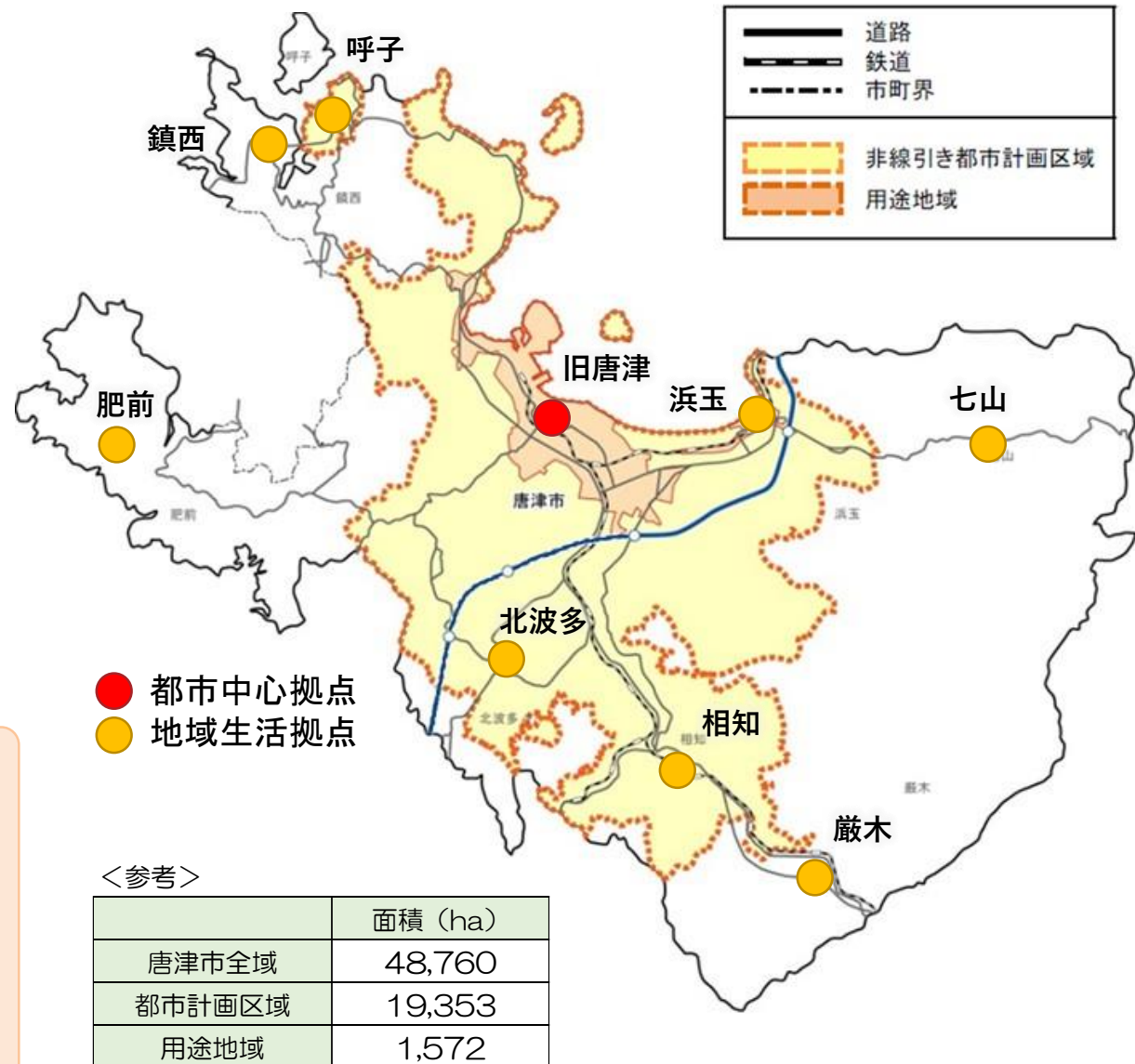


(2) 立地適正化計画の主な内容

① 計画の対象区域

- ▶ 立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、**都市計画区域全体**とすることが基本となる。(都市計画運用指針)
- ▶ このため、都市計画区域に含まれない鎮西、肥前、七山、巖木地区の全域と、旧唐津、浜玉、相知、北波多地区の一部は、**計画の対象区域外**となる。
- ▶ 他方、都市計画運用指針では「立地適正化計画を活用して居住の誘導等を推進する際には、市町村内の**主要な中心部**のみに誘導しようとするのではなく、(中略)例えば農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての者を居住誘導区域内に誘導することを目指すべきではない。(中略)農業振興施策等との連携を検討する等、**地域全体に目配りをした施策を行うことが重要**」ともされている。

このため、本市が広域合併により誕生した経緯も踏まえ、各地域生活拠点(右図参照)における都市機能の維持及び多極ネットワーク型コンパクトシティの形成の観点から、本市の立地適正化計画では、**計画の対象区域外とされる拠点等についても計画に位置づけることにより、市全域を見渡した計画**とする。(ただし、都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、都市計画区域内を対象とする。)



② まちづくりの方針（ターゲット）と課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

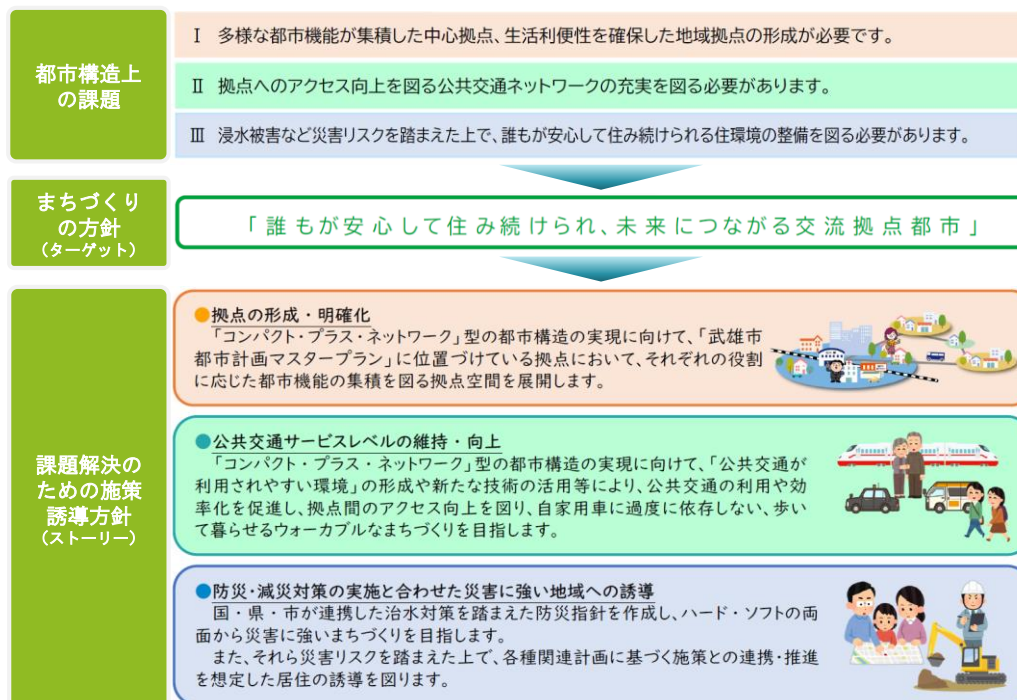
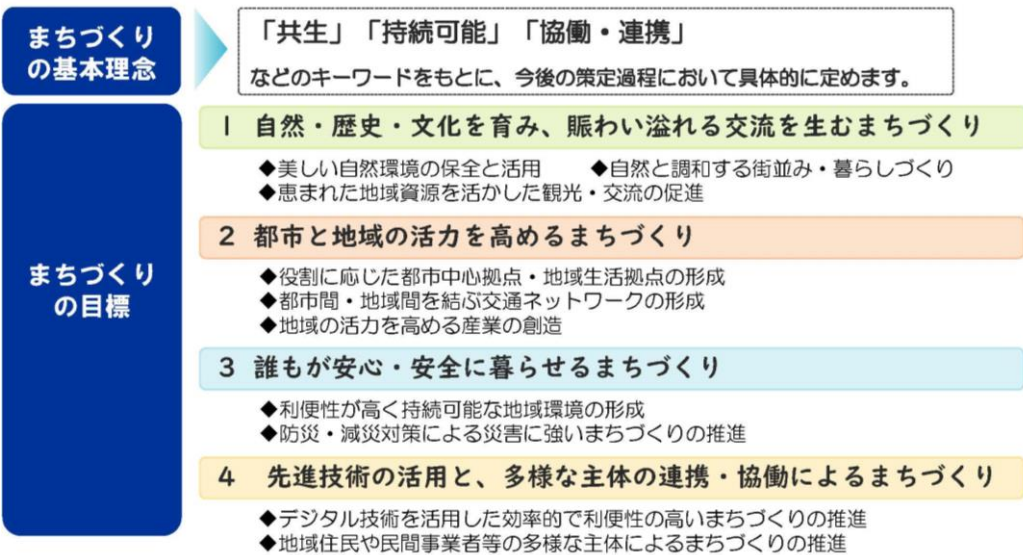
- ▶ 都市マスの全体構想案における**まちづくりの基本理念**及び**まちづくりの目標**（左下図参照）との整合性を図りながら、都市の現状分析を踏まえ、都市構造上の課題（立地の適正化により解決すべき課題）と、**まちづくりの方針（ターゲット）**を設定。
- ▶ 都市構造上の課題やまちづくりの方針を明確にした上で、**課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）**を具体的に構築（右下図参照）。
- ▶ 立地適正化計画の作成により、何を变え、何を実現しようとしているかを明確にすることが重要。

【都市マスの全体構想案におけるまちづくりの目標】

※まちづくりの基本理念は令和5年度の議論を踏まえて設定

【まちづくりの方針と課題解決のための施策・誘導方針の一例】

出典：武雄市立地適正化計画（令和5年3月策定）



③ 目指すべき都市の骨格構造

- 道路網等の都市施設、人口の集積状況、主要な公共交通路線、都市機能施設、公共施設の配置等を踏まえ、
 - 公共交通施設が集積し、主要な路線の結節点等として公共交通アクセス性が高く、人口や都市機能施設が集積している「**中心拠点**」および「**地域／生活拠点**」
 - 沿線に相当の人口集積があり、将来も一定の運行水準を維持すると見込まれる公共交通路線であって、各拠点地区をネットワークしている「**基幹的な公共交通軸**」などを設定。

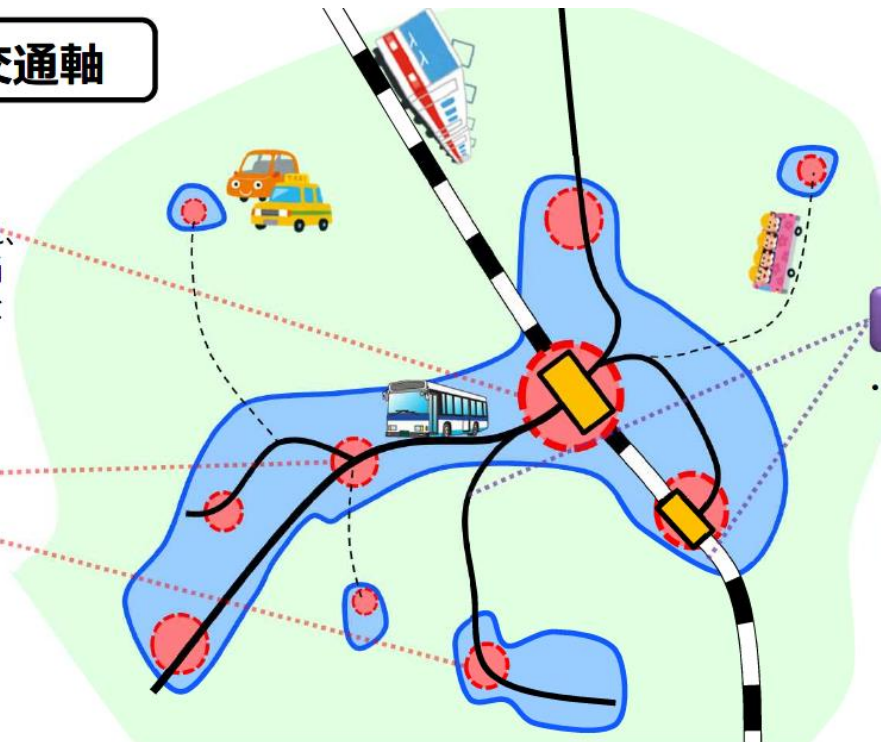
主要拠点と基幹的な公共交通軸

中心拠点

- 市域各所から公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点

地域／生活拠点

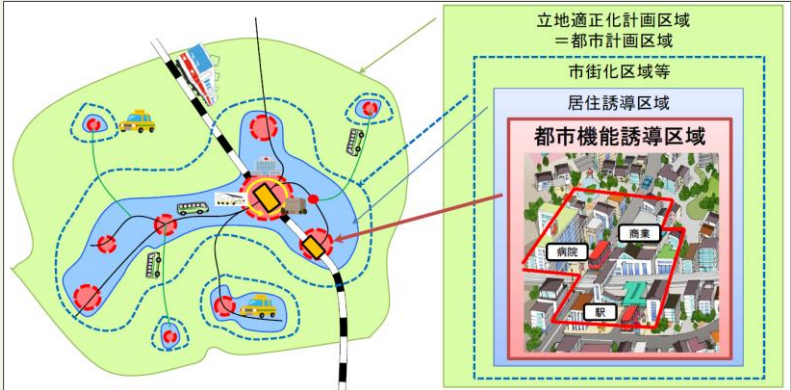
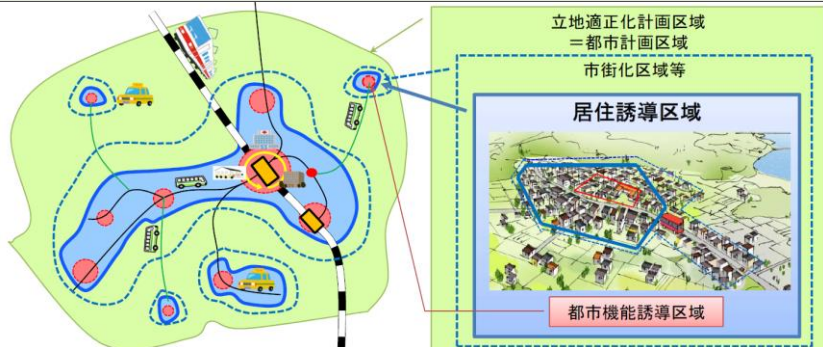
- 周辺地域から容易にアクセス可能な地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点



基幹的な公共交通軸

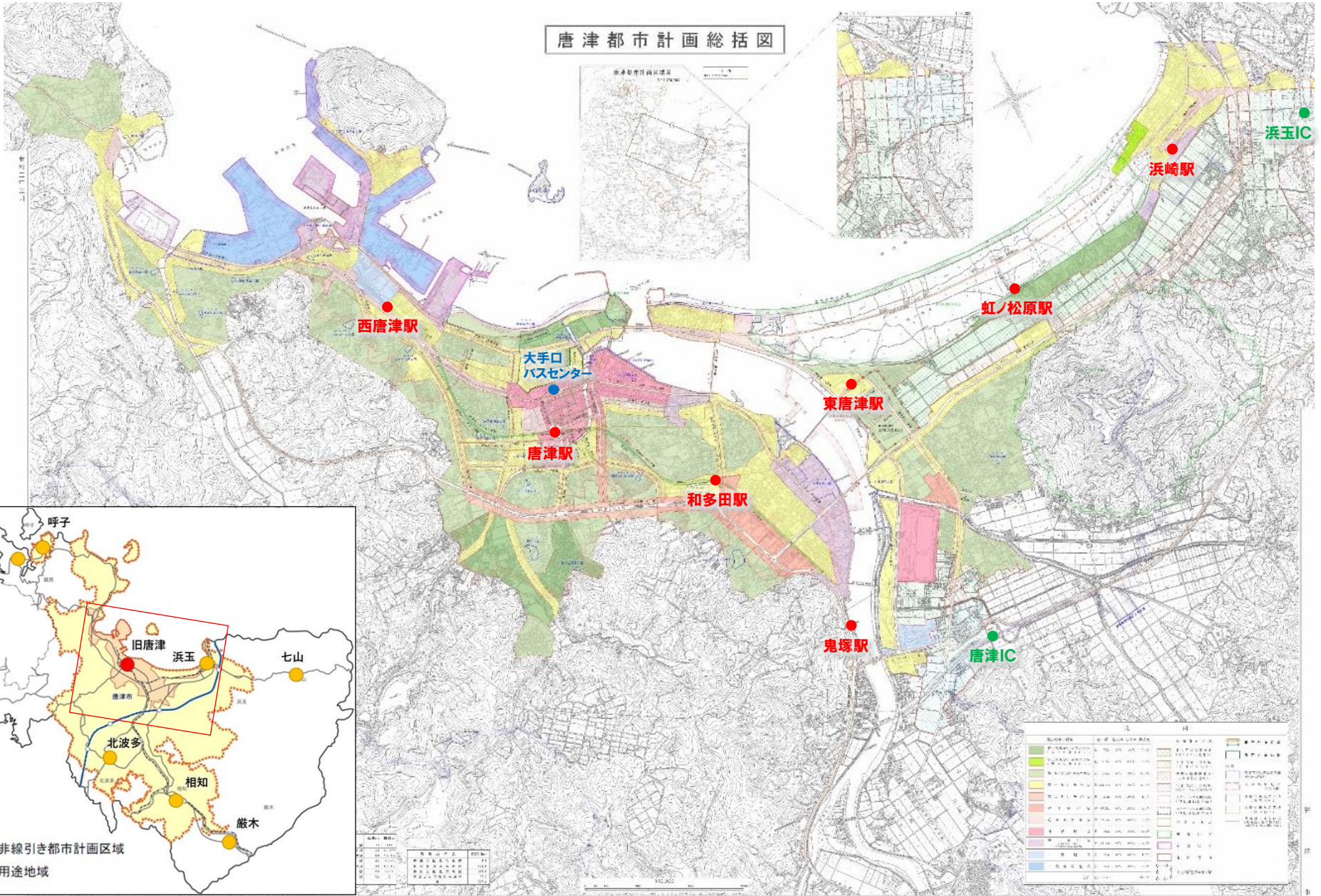
- 中心拠点を中心に地域/生活拠点、居住を誘導すべき地域を結都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸

④ 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

	都市機能誘導区域	居住誘導区域
<p>概要</p>	<p>医療、福祉、商業等の都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら都市機能が担う各種サービスの効率的な提供を図る区域</p>	<p>一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域</p>
<p>対象となる区域</p>	<p style="text-align: center;">居住誘導区域内 (スライド9参照)</p> 	<p style="text-align: center;">計画の対象区域（都市計画区域）内 (スライド7参照)</p> 
<p>届出・勧告</p>	<p>都市機能誘導区域外で、<u>誘導施設の建築目的の開発行為を行う場合または既存建築物の改築、用途変更等により、誘導施設となる場合は、市長村長への届出</u>を要する。 なお、届出の内容どおりの開発行為が行われることにより、何らかの支障が生じると判断した場合は、開発行為の規模縮小等の調整または勧告をすることができる。</p>	<p>居住誘導区域外で、<u>3戸以上または1,000㎡以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合などは、居住区域外における住宅開発等の動向を把握するため、市長村長への届出</u>を要する。 なお、居住誘導区域内への居住の誘導に対し何らかの支障が生じると判断した場合は、開発行為の規模縮小等の調整または勧告をすることができる。</p>

1. 立地適正化計画について

【参考：本市の用途地域及びその周辺地域】



【居住誘導区域設定の考え方】

■都市計画運用指針または立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）で示されている内容

概要	人口減少下においても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
対象となる区域	計画の対象区域（都市計画区域）のうち <ul style="list-style-type: none">・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域・都市の中心拠点及び生活拠点に、公共交通を利用し比較的容易にアクセスすることができ、各拠点に立地する都市機能の利用圏として一体性を有している区域・合併前の旧町村の中心部など、都市機能や居住が一定程度集積している区域
留意すべき事項	<u>居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべき。</u> また、原則として新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではない。

■上記の内容を踏まえた本市の居住誘導区域設定の考え方（留意点など）

1. 居住誘導区域の設定に当たっては、人口分布（将来推計を含む）やDID（人口集中地区）の推移、都市機能の集積状況、公共交通の利便性等を考慮することにより、一定の人口密度が維持された、**快適で暮らしやすい居住環境を形成していくエリア**とする。
2. なお、都市のコンパクト化を図る観点から、原則として**郊外（用途地域周辺部など）への居住誘導区域の設定は行わない。**
3. 災害リスク分析の結果を考慮し、**居住に適さないと判断されるエリアは除外する。**

※上記のほか、居住誘導区域の設定に当たっては、各地域生活拠点等（計画の対象区域外を含む）とネットワークで結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を前提とした検討を行うものとする。

【参考：居住誘導区域に含めない区域等】

分 類	対象となる区域
①居住誘導区域に含めない区域	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域のうち、第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域（建築基準法） ・<u>地すべり防止区域（地すべり防止法）</u> ・<u>急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）</u> ・<u>土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）</u> ・浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）
②原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律） ・災害危険区域（上記に掲げる区域を除く。）
③それぞれの区域の災害リスク等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）</u> ・<u>津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律）</u> ・<u>浸水想定区域（水防法）</u> ・<u>調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域</u> <p>※上記の区域を居住誘導区域に含める場合には、防災指針において当該地区の災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることが必要。</p>
④居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 ・特別用途地区、地区計画等のうち条例により住宅の建築が制限されている区域 ・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 ・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

【都市機能誘導区域設定の考え方】

■都市計画運用指針または立地適正化計画作成の手引き等（国土交通省）で示されている内容

概要	一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図る区域
対象となる区域	居住誘導区域 のうち <ul style="list-style-type: none">・ 鉄道駅に近い業務、諸王業などが集積する地域など、都市機能が一定程度充実している区域・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等・ 都市の拠点となるべき区域
留意すべき事項	区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、 <u>地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な区域数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。</u> なお、都市機能誘導区域の面積が、用途地域の面積に対し50%を超える場合は、都市機能誘導区域内で実施する公共公益施設の整備に係る国費補助の割合が低減される。

■上記の内容を踏まえた本市の都市機能誘導区域設定の考え方（留意点など）

1. 都市マス全体構想案の分野別まちづくり方針（市街地・集落地整備）において、都市機能を誘導していくエリアとして位置づけられる中心市街地をはじめ、都市機能の集積状況や近接性などを考慮し、**まちなかの魅力向上や賑わいの創出を図るエリア**とする。
2. 都市機能誘導区域の設定に当たっては、まちづくりの目標（都市マス全体構想案）のひとつである「自然・歴史・文化を育み、賑わいあふれる交流を生むまちづくり」の観点から、**交流人口の拡大も視野に入れた検討**を行う。

【参考：居住誘導区域外で定めることができる区域等の一例】※任意事項であり必須ではない

	居住調整地域	跡地等管理等区域
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地化を抑制するために定める地域地区 <p>【地域を指定する目的等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域について、今後居住が集積するのを防止し、将来的にインフラ投資を抑制する場合 ・ 工業系用途が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域について、住宅地化されるのを抑制する場合 ・ 非線引き都市計画区域内で、都市の縁辺部の区域について住宅開発を抑制し、居住誘導区域内など都市の中心部の区域において住宅地化を進める場合 ・ 災害ハザードエリア内の災害リスクが特に高い区域について、住宅地化されるのを抑制する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 跡地等の管理や地域住民の利用に必要な施設の整備についての跡地等管理等指針を定めることにより、空き地等の適切な利用・管理を促進し、良好な居住環境の確保を図る <p>【対象となる区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅が相当数あり、跡地（※建築物の敷地だった土地）の面積が増加しつつあるエリア <p>【指針等への記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 跡地等の適正な管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 跡地等を適正に管理する上での留意点 ・ 適正な管理水準 ■ 跡地における居住者等が利用する緑地・広場等の整備・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 跡地を地域のコミュニティ形成や地域の防災機能を高めるための空間として利活用する上で必要な施設の整備・管理方針 ■ 跡地等管理等協定の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者等による管理が困難な場合、都市再生推進法人等と跡地等管理等協定を結ぶことで、当該地の管理や緑地、広場等の整備が可能
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内における特定開発行為、特定建築等行為については、居住調整地域を市街化調整区域とみなして開発許可制度（立地基準の適合性も審査される）が適用される。 	—

⑤ 誘導施設 ※実現方策検討ワーキンググループにおいて、想定する誘導施設の種類や規模などを具体的に検討予定

概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域や都市全体における人口動向、施設の充足状況や配置を踏まえながら、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）を設定。 既に都市機能誘導区域に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも可能。
----	---

【候補となる誘導施設のイメージ】

対応	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニケーション等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m²以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービスを受けることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m²以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

補足

上表に例示した都市機能のほか、「地域交流」「スポーツ」「宿泊」などの都市機能が想定される。これら全ての都市機能を特定の区域に誘導するものではなく、市全域を見渡し、各機能の適正配置も検討しながら誘導施設を定める。

⑥ 誘導施策 ※実現方策検討ワーキンググループにおいて、誘導区域に誘導するための具体的な施策を検討予定

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域への居住の誘導、また、都市機能誘導区域への誘導施設の立地を誘導するために国や市などが行う施策を位置づけ。
----	---

【誘導施策の例】

	居住誘導区域	都市機能誘導区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載 ・民間による都市機能の立地を誘導するために、官民の役割分担や民間事業者が活用可能な施策などを事前に明示することが重要
国が直接行う施策	-	<ul style="list-style-type: none"> ➢誘導施設に対する税制上の特例措置 ➢民間都市開発推進機構による金融上の支援措置
国の支援を受けて市が行う施策	<ul style="list-style-type: none"> ➢居住者の利便の用に供する施設の整備 例) 都市機能誘導区域へアクセスする道路整備 等 ➢公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上 例) バスの乗換施設整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢誘導施設の整備 ➢歩行空間の整備 ➢民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策
市が独自に講じる施策	<ul style="list-style-type: none"> ➢居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置 例) 家賃補助、住宅購入費補助 等 ➢居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクをわかりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 ➢都市のスポンジ化対策のための制度活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援 ➢市町村が保有する不動産の有効活用施策 例) 公有地の誘導施設整備への活用 等 ➢金融機関との連携による支援 ➢都市のスポンジ化対策のための制度活用

⑦ 防災指針

概要

- ・居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針。
- ・災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取り組みを位置付ける。

【防災指針の検討の流れ】

1. 居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

- ① 災害ハザード情報等の収集、整理
- ② 災害リスクの高い地域等の抽出
- ③ 地区ごとの防災上の課題の整理

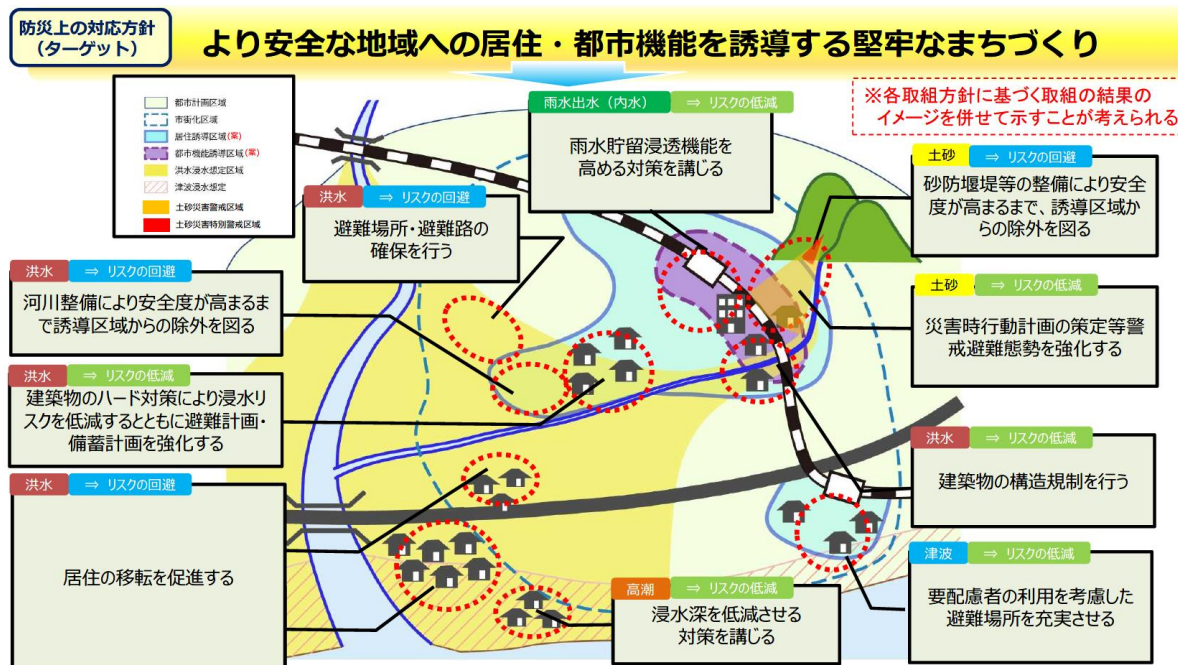
2. 防災まちづくりの将来像、取り組み方針の検討

- ① 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

3. 課題解決のための施策・誘導方針

- ① 防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の検討
- ② 取組スケジュールと目標値の検討
- ③ 防災指針に関連する制度の活用

【防災上の対応方針（ターゲット）と将来像、地区ごとの取組方針のイメージ】



⑧ 定量的な目標値等 ※実現方策検討ワーキンググループにおいて、定量的な目標や効果などを検討予定

概要

- ・計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に示す。
- ・PDCAサイクルが適切に機能する計画とするため、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）により目指す目標及び目標達成により期待される効果を**定量的な指標**として設定。

【定量的な目標値の例】

都市が抱える課題

- ・合併により類似・重複した公共施設を多く保有
- ・公共施設の老朽化等に伴う維持管理・更新費の増大
- ⇒公共施設の見直しや維持管理コストの適正化が必要

- ・合併後の拠点の役割と公共交通ネットワークの不整合
- ⇒公共交通ネットワークの見直しが必要

まちづくりの方針（ターゲット）

拠点への公共施設の集約・再編と余剰資産の民間による活用

課題解決のための必要な施策・誘導方針（ストーリー）

コンパクトシティ +α

公共施設の拠点への集約・再編

- 拠点への類似・重複した公共施設の集約・再編
- 不要な公共施設をニーズが高い**介護施設等**に転用
- PPP/PFIで公共施設の整備・運営を効率化

平成●●年度公共施設等総合管理計画の作成の際に、立地適正化計画との連携を明記し、更なる公共施設の集約を促進

合併後の拠点とネットワークにあわせた公共交通の再編

効率的な拠点間の移動を確保
基幹・準基幹・環状路線は拠点間移動、支線路線は地域内移動の足として確保

余剰資産の活用による社会ニーズへの対応

- 余剰資産を活用し、地域に不足する機能・サービスを民間活力により導入 ⇒旧町村の活性化にも寄与

教育 【旧町役場庁舎】 外国人学習支援センター・外国人学校に転用	「小さな拠点」生活サービス維持 【旧町役場】 【協働センター】 金融機関、郵便局、民間保険会社、デマンドバス発着所等に貸付
移住促進 【旧教職員住宅】 都会からの移住希望者向けの「お試し住宅」として地域のNPO法人等に貸付	

- 地域のまちづくり会社が都心空き店舗のリノベーションにより、交流施設を整備し、まちなかでの人々の交流を促進

立地適正化計画との連携で都市機能を誘導

ストーリーにより目指す定量的な目標値

- 公共施設の延べ床面積の縮減
現在 → △△年後 → △△年後
(●●m² → ●●m² → ●●m²)

- 公共交通利用者数の増加
現在 → △△年後 → △△年後
(●千人/年 → ●●千人/年 → ●●千人/年)

- 公共資産を活用した民間事業者のサービス提供
現在 → ○○年後 → ○○年後
(●施設 → ●施設 → ●施設)

目標値の達成により期待される効果の定量化

- 公共施設の維持管理費の削減
(維持管理費：●億円/年の縮減)

- 生活利便性の維持・向上
(公共交通サービスの維持)
(経営改善：●億円/年の改善)

- 民間投資の拡大
(民間投資：計●億円の投資)

誘導施策の実施により目指す目標や効果を**定量化**

2. 今年度の検討の進め方

※スケジュールは計画策定の進捗状況等により変更になる場合があります。

- ▶ 都市マスとの整合を図りながら、まちづくりの方針や誘導方針を定めるとともに、諸条件をもとに誘導区域を検討し、庁内策定部会、策定委員会の意見等を反映させ、誘導区域案を設定する。
- ▶ 都市機能誘導区域に誘導する施設の種類の種類や規模、誘導するための施策など、具体的な内容については、関係課の担当係長で構成する「**実現方策検討ワーキンググループ**」で検討し、素案を作成する。

実現方策検討ワーキンググループ

- ・ 誘導施設
- ・ 誘導施策
- ・ 定量的な目標値等
などの検討

↑ 素案作成 ↓

事務局（都市計画課）

- ・ まちづくりの方針
- ・ 都市の骨格構造
- ・ 誘導区域（居住及び都市機能）
- ・ 防災指針
- ・ その他、立地適正化計画策定に係る総合調整

→ 議題の提示
← 意見・提案

策定委員会

庁内策定部会

回	開催時期		議題の概要、作業・検討内容 など
	庁内策定部会	策定委員会	
第1回 ～第3回	令和4年度に実施		・ 災害リスク分析
第4回	6月23日	7月3日	・ 立地適正化計画で定める事項の整理 ・ 今後の作業、検討の進め方
実現方策検討ワーキング (8月～12月)			・ 誘導施設及び誘導施策の検討 (素案の作成)
第5回	9月下旬	10月上旬	・ 都市機能及び居住誘導区域の検討
第6回	12月下旬	1月上旬	・ 都市機能及び居住誘導区域の検討 ・ 誘導施設及び誘導施策の検討 ・ 防災指針の検討
第7回	1月下旬	2月中旬	・ 防災指針の検討 ・ 定量的な目標値等の設定